

高齢者の居住安定確保プラン(一部改定案)について(概要)

確保プランとは

- 高齢者の居住の安定確保に向け、住宅施策と福祉施策が連携し、総合的・計画的に施策を推進するための基本的な方針と実現のための施策を示した計画

「高齢者住まい法」第4条に基づく高齢者居住安定確保計画

都市整備局と福祉保健局が共同で策定

基本的な考え方

- 2020年に向けた実行プランや東京都住宅マスタープラン、第7期東京都高齢者保健福祉計画(H30-32)の策定等を踏まえた対応
⇒ 新たな整備目標数値のほか、新たな施策等について記載する。
- 地域包括ケアの考え方を踏まえた住まいの確保という視点を重視
⇒ 高齢者のための住まいの確保は、地域包括ケアシステム*1を構築する上での基本であり、高齢社会に対応し、高齢者の多様なニーズに応じた住まいの整備などを目指していくことを明確に示す。
*1 地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制
- 計画期間は、平成27年度から平成32年度まで
⇒ 計画期間の中間点にあたる今年度に見直しを行う。

主な内容

- 全般
➢ 地域包括ケアの理念を記載(冒頭部や課題解決の視点部分など)

○ 目標

【目標1】 高齢者の多様なニーズを踏まえ、住み慣れた地域で暮らせる住まいの確保

- ※ 特別養護老人ホーム ⇒ 6万2千人分(平成37年度) <46,363人分(H29.12末)>
- ※ 認知症高齢者グループホーム ⇒ 2万人分(〃) <10,499人分(H29.12末)>
- ※ サービス付き高齢者向け住宅等*2 ⇒ 2万8千戸(〃) <19,355戸(H29.12末)>
- ※ その他、バリアフリー化率の目標設定(平成32年度) など

*2 サービス付き高齢者向け住宅、東京都高齢者向け優良賃貸住宅及び独立行政法人都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅を指す。

【目標2】 高齢者が安心して日常生活を営むために必要なサービスを提供する体制の整備

- ※ 在宅サービスの充実・在宅療養の推進、地域における相談支援体制等の整備 など

○ 主な施策等

➢ 施設や住まいの供給促進策

(地域包括ケアとの連携を推進するサービス付き高齢者向け住宅補助、都住等の創出用地活用による福祉インフラ整備 など)

➢ 民間賃貸住宅への入居支援

(居住支援協議会の設立促進、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の供給促進、生活支援付すまい確保事業 など)

➢ 高齢者向け住まいの質の確保

(サービス付き高齢者向け住宅の検査、サービス付き高齢者向け住宅の医療・介護連携ガイドライン など)

➢ 地域で高齢者を支える仕組みの構築

(生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加、見守りネットワークの構築 など)



平成29年度末、高齢者保健福祉計画と同時に、一部改定を予定